

## (1) ホールの附属設備の利用料金

名称		単位	利用料金	備考
舞台設備	講演台	1式	820円	
	司会台	1台	310円	
	机	1台	220円	
	指揮台	1台	310円	
	譜面台	1台	100円	
	所作台 (大ホール)	1式	8,360円	花道を含む。
	所作台 (小ホール)	1式	3,570円	
	平台	1枚	230円	
	箱足、中足及び高足	1個	100円	
	緋毛せん	1枚	150円	
	高座用座布団	1枚	220円	
	山台用座布団	1枚	100円	
	上敷ござ (大)	1枚	330円	
	上敷ござ (小)	1枚	150円	
	びょうぶ (大ホール)	1双	2,490円	金、銀又は白
	びょうぶ (小ホール)	1双	1,780円	金
	太鼓 (大ホール)	1式	510円	
	まわり舞台 (大ホール)	1式	1,780円	
	迫り (大ホール)	1式	1,780円	
	反響板 (大ホール)	1式	6,690円	
	オーケストラピット (大ホール)	1式	5,000円	
	松羽目 (大ホール)	1式	1,660円	
	竹羽目 (大ホール)	1式	1,660円	
	スクリーン (大ホール)	1式	1,660円	
	スクリーン (小ホール)	1式	820円	
	幕 (大ホール)	1張	1,660円	定式
	ピアノA (大ホール)	1台	11,830円	調律料を含まない。
ピアノB (大ホール)	1台	4,160円	調律料を含まない。	
ピアノC (小ホール)	1台	2,980円	調律料を含まない。	
音響設備	拡声装置 (大ホール)	1式	5,000円	陰マイク1本付き
	拡声装置 (小ホール)	1式	1,780円	陰マイク1本付き
	コンデンサーマイク	1本	1,660円	
	ダイナミックマイク	1本	820円	
	ステレオマイク	1本	1,660円	
	ワイヤレスマイク	1チャンネル	3,340円	
	エレベーターマイク装置	1式	820円	マイクを含まない。
	三点つりマイク装置	1式	820円	マイクを含まない。
	エコー装置	1式	1,180円	
	テープレコーダー	1式	1,180円	
	CDプレーヤー	1式	1,180円	
	マイクスタンド	1本	150円	
	ステージスピーカー	1式	3,570円	
	モニタースピーカー	1台	2,090円	
	ポータブルミキサー	1台	820円	

	16ミリ映写機（大ホール）	1式	880円	
	16ミリ映写機（小ホール）	1式	510円	
照明設備	フットライト（大ホール）	1列	1,660円	カラーフィルターを含まない。
	フットライト（小ホール）	1列	1,040円	カラーフィルターを含まない。
	花道フットライト（大ホール）	1列	700円	カラーフィルターを含まない。
	ボーダーライト（大ホール）	1列	1,780円	カラーフィルターを含まない。
	ボーダーライト（小ホール）	1列	1,040円	カラーフィルターを含まない。
	スポットライト（0.5キロワット）	1台	280円	
	スポットライト（1キロワット）	1台	400円	
	スポットライト（1.5キロワット）	1台	700円	
	クセノンピンスポットライト（大ホール）	1台	5,000円	
	クセノンピンスポットライト（小ホール）	1台	3,140円	
	アッパーホリゾントライト（大ホール）	1列	2,490円	カラーフィルターを含まない。
	アッパーホリゾントライト（小ホール）	1列	1,570円	カラーフィルターを含まない。
	ローアホリゾントライト（大ホール）	1本	330円	カラーフィルターを含まない。
	ローアホリゾントライト（小ホール）	1本	150円	カラーフィルターを含まない。
	リニアエフェクトマシーン	1台	820円	
	ディスクマシーン	1台	820円	
	ダブルマシーン	1台	820円	
	リップルマシーン	1台	700円	
	オーロラマシーン	1台	820円	
	ホノオマシーン	1台	880円	
	ストロボマシーン	1台	880円	
	スライドキャリア	1台	820円	
	ビーマックスライト	1台	700円	
	プロジェクタースポット	1台	1,410円	
	ミラーボール	1台	820円	
	先玉	1個	150円	
照明用スタンド	1台	150円		
プロジェクター	1台	570円		
スクリーン	1台	200円	移動型	

(2) ホール以外の附属設備の利用料金

名称	単位	利用料金	備考
拡声装置（第3集会室～第5集会室）	1式	1,180円	マイク1本、マイクスタンド付き
マイク（第3集会室～第5集会室）	1本	460円	マイクスタンド付き

備考

1 持込電気器具の電気料は、出力1キロワットまでのものは1台1回の利用につき220円、出力1キロワットを超えるものは1台1回の利用につき220円に1キロワット増すごとに220円を加算した額とする。この場合において、1キロワットを超える部分に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算する。

2 この表による利用料金は、条例別表3 市民会館おみやの利用料金の表に規定する時間区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の利用をもって1回、午前～午後又は午後～夜間の利用をもって2回、全日の利用をもって3回の利用として計算する。ただし、映写機の利用料金は上映時間10分を1回の利用として計算する。

3 拡声装置（第3集会室～第5集会室）及びマイク（第3集会室～第5集会室）は、第3集会室、第4集会室及び第5集会室を併せて利用する場合に限り、利用することができる。